

関係者各位

2026年2月14日

## 該非判定書

株式会社アートレイ  
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5  
上野ビル4F  
TEL:03-3389-5488

下記製品について、外国為替令別表の第1項から第15項における  
判定結果をご連絡いたします。

記

技術名	デバイスドライバ
型番	ダイレクトショータイプデバイスドライバ
外国為替令 別表 判定項番	10の項-(1) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

■本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。

以上

# 外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術内容： デバイスドライバ
ダイレクトショータイプデバイスドライバ

2026.02.14施行省令等対応 ( 1/1 )

10 - (1) 輸出入貿易管理令別表第1の10の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第22条 [第1項] 外為令別表の10の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
一 第9条に該当するものの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号 )
二 第9条第一号イ(二)、(六)若しくはロ(三)、第三号イ、ロ若しくはホ、第四号、第五号イ、第八号イ(一)1、(二)1若しくは(三)、第九号ハ若しくはニ、第十一号イ、ロ、ヲ若しくはワ、第十一号の二イ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号 )
三 第9条に該当するもの (前号に該当するものを除く。)の製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】 《 》 ]	除外	(省令第9条第 号 )
四 第9条第九号ハ若しくはニ 又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものを設計し、 若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号 )
五 第9条第九号から第十号の二まで又は第十三号に該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、 又は製造するために設計したプログラム	【 × 】		(省令第9条第 号 )
六 前号のプログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号 )
七 第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当する フォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラのために 設計又は改造したプログラムであつて、当該カメラの フレーム速度の制限を取り外し、かつ、 最大フレーム速度が 9ヘルツを超えるように設計又は改造したもの	【 × 】		数値 ( )

判定結果	非該当
該当項番 ① 外為令別表の項番 [ ] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ ] [ ] [ ]	

作成責任者： _____	作成年月日： 2026年2月14日
会 社 名 株式会社アートレイ _____	
所属・役職 技術部 _____	
(フリガナ) カガリリョウ _____	
氏 名 小川 亮 _____	印
電 話 03 (3389)5488 (代表) _____	